

発議第 13 号

伊賀市子どもたちをインターネットを通じて行われるいじめから守る条例の
制定について

伊賀市子どもたちをインターネットを通じて行われるいじめから守る条例を次のとおり
制定しようとする。

令和3年12月17日提出

提出者 伊賀市議会議員
桃井 弘子
北山 太加視
濱瀬 達雄
山下 典子
田中 覚

記

伊賀市子どもたちをインターネットを通じて行われるいじめから守る条例

三重県では、三重県いじめ防止条例（平成 30 年三重県条例第 3 号）や三重県犯罪被害者等支援条例（平成 31 年三重県条例第 3 号）を定めています。また、伊賀市においては、伊賀市人権侵害対策本部設置要綱（平成 17 年伊賀市訓令第 26 号）を定めています。

一方、全国的に、インターネットを通じたいじめ被害にあう子どもやその保護者は、相談窓口が多岐にわたる縦割り行政から十分に守られていなく、命の尊厳まで脅かすことがあります。

そこで伊賀市は、子どもを宝と主要施策の柱に置いていることから、潜在化する傾向にあるインターネットを通じて行われるいじめに焦点を当てて、そこから子どもを守る必要に迫られています。

（目的）

第 1 条 この条例は、インターネットを通じて行われるいじめから子どもたちを守ることを目的とする。

（インターネットによるいじめ対策委員会）

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため必要な事項を調査、審議等するため、伊賀市人権侵害対策本部にインターネットによるいじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、法律の専門家をもって充てる。
- 4 委員は、委員長の指名によるものとする。
- 5 委員会は、インターネットによるいじめと思料される事案がある場合は、その情報を伊賀市人権侵害対策本部に一元化する。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（救済）

第 3 条 市は、法務局及び地方法務局をはじめ関係行政機関と連携し、被害者を救済するものとする。

- 2 市は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項に告発義務が規定されていることを踏まえ、適切に対応するものとする。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。